入居申込み・ご契約について

【入居（ご契約）対象者】
・昭和薬科大学に入学予定の学生又は在学生の方のみお申込み可能です。

【賃貸借契約】
・ご契約は学生様ご本人（以下「賃借人」）とJKK東京との、昭和薬科大学在学期間中を対象とした
定期賃貸借契約です。
・ご契約には、日本国内に居住している賃借人の三親等以内の親族が連帯保証人になっていただく必要があります。
※保証会社を利用する場合は、連帯保証人は不要です。

注1 ご契約手続きの際は、賃借人本人の実印が必要となりますので、予めご準備ください。
（連帯保証人の方も、賃貸借契約書に署名、実印の押印が必要です。）
注2 入学予定の学生の方は、入学年の4月1日以降の契約日となります。

【家賃割引（25%割引）の条件】
・本町田住宅自治会に加入し、所定の自治会費を納めること。
・自治会活動や地域で行われる活動に積極的に参加すること。
・参加した活動についてJKK東京が指定する方法でJKK東京と大学に報告すること。

【審査について】
・ご契約にあたり、賃借人はJKK東京が実施する収入審査に合格する必要があります。
・賃借人が収入審査の基準（月収基準）を満たさない場合は、下記①・②のいずれかでご契約が可能です。
※詳細は下記<月収基準について>をご確認ください。
※現在多くの方に①・②のいずれかを利用し、ご入居いただいておりますので、収入が無い方もご検討ください。

① 賃借人の二親等以内の親族又は東京近郊にお住まいの三親等以内の親族の方が連帯保証人になって
いただくこと。
※連帯保証人の月収が月収基準を満たしている必要があります。

② JKK東京が指定する保証会社をご利用いただくこと。
※保証会社をご利用の際は、保証会社が実施する審査に合格する必要があります。
（保証会社のご案内：https://www.to-kousya.or.jp/chintai/guarantor/index.html）

<月収基準について>

「月収基準」とは？
・ご本人の月収が家賃の4倍以上を満たしていること
（参考）月額家賃が50,000円の場合
家賃50,000円×4=200,000円以上

「月収」とは？
(1)給与所得者の方
昨年1年間の総収入の12分の1
(2)事業所得者の方
昨年1年間の所得（必要経費等控除後の所得金額）の12分の1

ご契約には賃借人（もしくは連帯保証人）の月収が月収基準を満たしている必要があります。
※ご提出いただく月収を証明する書類で確認します。

【月収を証明する書類の例】
・最新の源泉徴収票の控え
・所得税確定申告書の控え 第一表・第二表
・公的年金源泉徴収票の控え

【外国籍の方のご入居について】
・留学生等の日本に居住している外国籍の方も、JKK東京の審査を合格することでご入居いただけます。
※外国籍の方も保証会社をご利用いただけます。
・お申し込み時点でご提出いただく世帯全員の住民票で、区分、在留資格、在留期間の満了月を確認します。

【その他】
・同居には制限がありますので、ご希望の方はお問合せください。
・お申し込みの場合は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に
規定する暴力団員であるか否かの確認のため、関係官公署へ照会がなされることに同意したものとみなします。